

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第88号

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条後段を削る。

第11条の2の次に次の1条を加える。

(有料公園施設の利用料金の還付を受けることができない者)

第11条の3 条例第12条の2第3号に規定する別に定める者は、第4条第1号の区分に該当する申請を行ったものとする。

第16条を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条の次に次の2条を加える。

(工作物等を保管した場合の掲示の場所等)

第15条 条例第15条第1項第1号及び同条第2項に規定する別に定める場所は、保管した工作物その他の物件又は施設が放置されていた場所を管理する事務所とする。

(保管工作物等一覧簿の記載事項)

第16条 条例第15条第2項に規定する保管工作物等一覧簿には、条例第14条各号に掲げる事項を記載するものとする。

別表第1 1備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2 使用料の額が月を単位として定められている場合において、使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、日割り計算により使用料を算出する。

3 使用料の額が日を単位として定められている場合において、使用期間が1日未満であるとき、又は使用期間に1日未満の端数があるときは、当該使用期間又は当該端数を1日とみなして使用料を算出する。

4 使用料の額が平方メートルを単位として定められている場合において、使用面積が1平方メートル未満であるとき、又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該使用面積又は当該端数を1平方メートルとみなして使用料を算出する。

別表第1 2に備考として次のように加える。

- 備考1 使用料の額が年を単位として定められている場合において、使用期間が1年未満であるとき、又は使用期間に1年未満の端数があるときは、月割り計算により使用料を算出する。
- 2 使用料の額が月を単位として定められている場合において、使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、日割り計算により使用料を算出する。
- 3 使用料の額が日を単位として定められている場合において、使用期間が1日未満であるとき、又は使用期間に1日未満の端数があるときは、当該使用期間又は当該端数を1日とみなして使用料を算出する。
- 4 使用料の額が平方メートルを単位として定められている場合において、使用面積が1平方メートル未満であるとき、又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該使用面積又は当該端数を1平方メートルとみなして使用料を算出する。使用料の額がメートルを単位として定められている場合においても、同様とする。

第1号様式備考1及び第2号様式備考1中「第15条」を「第20条」に改める。

第2条 京都市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1 1使用料の欄中 「 3 8 5 円 」 を 「 4 4 0 円 」 に、「355」を「410」に、「295」を「340」に、「255」を「290」に、「205」を「230」に、「385円」を「440円」に、「115」を「130」に、「4,240」を「4,800」に、「3,400」を「3,900」に、「2,610」を「3,000」に、「90」を「130」に、「 1 0 」 を 「 1 1 」 に、「425円」を「490円」に改め、同表2備考以外の部分を次のように改める。

区 分		使用単位	単位 期間	使用料
電柱, その支柱その他これらに類するもの		1 本	1 年	円 3, 800
電 線		1メートル		530
変 圧 塔		1 基		4, 400
鉄 塔		1平方メー トル		4, 400
地下埋設物	管路	外径が0.07メー トル未満のもの		92
		外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの		130
		外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの		200
		外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの	260	
		外径が0.2メー トル以上0.3メー トル未満のもの	400	
		外径が0.3メー トル以上0.4メー トル未満のもの	530	
		外径が0.4メー		

	ル以上0.7メートル未満のもの			920
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			1,300
	外径が1メートル以上のもの			2,100
	その他のもの	1平方メートル		2,100
郵便差出箱及び信書便差出箱		1 基		1,800
公衆電話所				4,400
標識			1 本	3,500
工事用施設及び工事用材料置場		1平方メートル	1日	130
興行、競技会、集会、展示会、博覧会 その他これらに類する催し	京都市梅小路公園ステージ	1 面	1時間	1,700
	船岡山公園ステージ			390
	その他の場所	1平方メートル	1日	130
業として行う写真撮影		1 回	1時間	3,800
業として行う映画撮影				7,800
電源（岡崎公園のみ）		1箇所	4時間	100
その他の占用又は利用		その都度市長が定める額		

別表第1 2備考に次のように加える。

5 次のいずれかの地区等に電柱，その支柱その他これらに類するもの（周辺の景

観と調和した彩色を施したものを除く。)又は電線を設置して、公園を占用する場合の使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。

- (1) 文化財保護法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区
- (2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条第1項に規定する歴史的風土特別保存地区
- (3) 都市計画法第8条第1項第7号に掲げる風致地区
- (4) 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区
- (5) 景観法第61条第1項に規定する景観地区
- (6) 京都市眺望景観創生条例第15条第1項に規定する事前協議区域(同条例第5条第1号に規定する視点場に限る。)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第1条、次項及び附則第4項の規定は公布の日から、第2条及び附則第3項の規定は令和4年6月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の京都市都市公園条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、同条の規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の規則の規定は、第2条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、使用期間が同日前に始まる使用に係る使用料のうち、同日から令和5年3月31日までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(建設局みどり政策推進室)